

令和4年1月30日執行予定
志布志市長選挙・志布志市議会議員選挙

選挙公報に関する事項

志布志市選挙管理委員会

今回の選挙から、市長、市議会議員選挙それぞれにおいて、候補者の氏名、経歴、政見等を掲載した選挙公報を発行することとなるが、その取扱いは次のとおりである。(選挙公報条例2)

1 公報掲載申請及び掲載文等の提出(条例3、規程2~4)

(1) 公報掲載申請を希望する候補者は、当該選挙の期日の告示があった日(8時30分から17時まで)に市選挙管理委員会に次の書類を提出しなければならない。なお、提出にあたっては郵送することなく直接持参のうえ提出すること。

- ア 選挙公報掲載申請書 1通(別添様式)
- イ 選挙公報掲載文原稿用紙 2部(別添様式)
- ウ 写真 2葉(白黒)

(2) 掲載文原稿及び写真の提出については次の点に注意すること。

- ア 写真欄以外の欄に写真を使用することはできない。
- イ 掲載文は、通常使用する漢字、片仮名、平仮名、数字、ローマ字、記号及び符号をもって記載し、図面、図表、イラストレーション及びこれらの類いを使用することができる。ただし、図表、図表、イラストレーション及びこれらの類いが記載されている場合は、それらの部分に係る面積の合計面積は、当該候補者が原稿用紙に掲載文を記載することができる面積(氏名欄に係る面積を除く)のおおむね2分の1を超えてはならない。
- ウ 掲載文は市選挙管理委員会が交付する原稿用紙(電磁的記録を含む)に無彩色で記載しなければならない。
- エ 氏名は縦書きとし、立候補届出の際に届け出た氏名(通称の認定を受けた場合はその通称)を記載すること。
- オ 写真は白黒の無地で、無帽かつ正面向きの上半身のものとし、選挙の期日前3月以内に撮影したものであること。写真のサイズは手札版(概ね縦11cm×横8cm)で、裏面に候補者の氏名、党派及び撮影年月日を記載し、原稿用紙に貼らずに提出すること。
- カ 前5項に違反している場合又は文字が著しく小さいこと場合、その他印刷が著しく不鮮明になるおそれがある場合は、候補者に対し掲載文の訂正を求めることがある。

2 掲載文の撤回及び修正の申請方法(条例7、規程7)

(1) 既に提出した掲載文原稿を修正しようとするときは、市選挙管理委員会が交付した原稿用紙により書き改めた掲載文2通を「選挙公報掲載文修正申請書」に添えて、選挙の告示日の17時までに提出しなければならない。

(2) 既に提出した掲載文を撤回しようとするときは、前項と同じ期間に「選挙公報掲載文撤回申請書」を提出しなければならない。

3 掲載順序のくじ（条例4、規程8）

公報に掲載する順序を定めるくじは、公報掲載申請の締切日当日午後5時30分に市役所本庁会議室で行う。このくじには候補者又はその代理人が立ち会うことができる。また、このくじを行う順序は申請書を受理した順序である。

4 選挙公報作成についての処理事項（規定9）

選挙公報の規格及び候補者1人当たりの掲載紙面の寸法は市選挙管理委員会が選挙の都度定める。※市長選：B4版に1面4区画、市議選：B2版2つ折りの1面に8区画（1区画10×15cm程度）を予定

なお、原稿用紙の大きさは拡大又は縮小される

5 選挙公報の市ホームページへの掲載

選挙公報について、有権者に対する啓発、周知活動の一環として、発行後速やかに市ホームページに掲載する。掲載期間は、投票日当日までとし、選挙公報の掲載順に従ってそのまま掲載することを基本とする。

6 選挙公報の発行を中止する場合

選挙が無投票になったとき又は天災その他避けることのできない事故が生じたとき等は選挙公報の発行は中止する。また、掲載申請をした候補者がすべて辞退又は掲載しない旨の申請をした場合はその発行は中止する。（条例6）

7 その他の事項

(1) 選挙公報の品位を損なう事項

他人の名誉を傷つけ、若しくは善良な風俗を害し又は特定の商品の広告その他営業に関する宣伝をする等の記載をしてはならない。

(2) 虚偽事項の記載

身分、職業、経歴、政党その他の団体への所属及び推薦の有無等について、虚偽の事項を記載してはならない。

(3) 公報掲載文の原稿及び写真はいかなる場合でも返還しない。（規定11）